

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター （06-6614-7521）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	国民生活の安定及び生活関連物資等の買占め・売惜しみに対する緊急措置事務
事務の概要	天災やその他（戦争等）様々な不測の事態により、生活関連物資等の生産量や輸入量が減少した場合、生活関連物資等の価格が上昇することにより、便乗値上げや買占め売惜しみなどが発生し、社会的混乱が拡大し国民生活の安定や国民経済の円滑な運営が脅かされるのを防ぐため、事業者に対し立入検査・報告徴収等を行う。 （過去の例：灯油、合成洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）
措置の実施基準等	<p>1．法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1．（1）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の生命、身体の維持に必要な不可欠な生活関連物資等の買占めや売惜しみが行われ、直ちに改善措置を行わなければこれらの物資等の供給不足が生じると認めるとき ・価格高騰幅・高騰品目数・波及可能性に鑑みて、物価上昇の程度が大きく、直ちに改善措置を行わなければ物価上昇に起因する社会的混乱が拡大していくと認めるとき <p>1．（1）の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者への立入検査・報告徴収等を行い、法律に基づき規定する標準価格以下での販売を指示する。 ・対象事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示する。指示に従わない場合、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該売渡先に当該特定物資の売渡しをすべきことを命ずる。 <p>1．（2）の措置を講じる基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の生命、身体の維持に必要な不可欠な生活関連物資等の買占めや売惜しみが行われていると認めるとき ・価格高騰幅・高騰品目数・波及可能性に鑑みて、物価上昇の程度が大きいと認めるとき <p>1．（2）の措置の内容</p> <p>対象事業者に対して期限を定めて口頭等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、1．（1）の措置をとる。</p>
	<p>2．法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2．（1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>該当する是正措置なし</p>
根拠法令等 及び条項	国民生活安定緊急措置法 第6条、第7条、第30条（昭和48年法律第121号） 国民生活安定緊急措置法施行令 第4条（昭和49年政令第4号） 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 第4条、第5条（昭和48年法律第48号） 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令 第2条（昭和48年政令第200号）
備考	